

宗教的建造物の修繕費用の補助と政教分離の原則について

弁護士 佐々木 泉頭

最高裁は本年2月、沖縄県那覇市が儒教の祖・孔子を祭る「孔子廟」の敷地を無償で使用させることは違憲であるとの判断を示しました。憲法は国や地方公共団体が宗教的活動をしたり、宗教団体に公金や公の財産を提供したりすることを禁じています。今回はA町教育委員会の職員と弁護士のQ&Aを通じて、文化財保護や祭礼に対する関わりなど、行政の現場でも慎重な判断が求められる政教分離の原則をめぐる課題について検討します。

A町教育委員会Bさん 当町では、文化財保護条例に基づいて、当町にとつて重要な文化財を町指定文化財に認定し、その修繕費用の一部を当町から補助金として交付しています。当町にあるC神社もA町指定文化財になります。先日、C神社の所有者から、C神社の神殿の屋根や扉が老朽化しているため修繕を検討しており、修繕費用の一部を町の補助金で賄うことができないかとのご相談がありました。ただ、公金が宗教的な建物である神社の修繕に使われるものですから、問題はないのでしょうか。

弁護士 確かに憲法20条3項では、宗教団体に特権を与えることは禁じられており、憲法89条後段でも、宗教上の組織や団体に公金を支出することは禁止されています。このように公権力が宗教性を帯びることなく中立を保つため、政教分離の原則が定められています。これに違反して公金を支出してしまった場合、違法な公金の支出として、住民監査請求や住民訴訟の対象となりうるところです。

Bさん そうすると、C神社への修繕の補助金は見送った方がよいのでしょうか。

弁護士 そこで判例上も宗教との関わりが相当とされる限度を超えない限り政教分離の原則には違反しないとの解釈が確立しています(注1)。今回のご相談のような特定の

宗教への支援となりうる事案では、当該行為の目的が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為にあたるかどうかが、基準になります。C神社への補助金はどうでしょうか。修繕箇所は神社の神殿そのものですし、C神社の修繕費用の負担が軽減されるので、政教分離に違反しないか不安です。

弁護士 政教分離違反かどうかの判断にあたっては、外形的な側面だけでなく、一般人の宗教的評価、意図や目的、宗教的意識の有無、程度、

佐々木 泉頭
(ささき・もとあき)*profile*

弁護士法人佐々木総合法律事務所
札幌市中央区大通西11丁目 大通藤井ビル6階
TEL 011-261-8455 FAX 011-261-9188
・北海道町村会顧問
・一般社団法人札幌市医師会顧問
・北海道教育委員会顧問

一般人に与える効果、影響等の個別具体的な事情も考慮する必要があります。そこで確認したいのですが、C神社はどのような理由で町指定の文化財となつたのでしょうか。

Bさん 当町に入植した開拓移民が地元の藩主を祭神として造営した神社で、100年近く経つても創建時から変わりない状態であつたことから、当町の開拓の記念的建造物として文化財に指定しました。

弁護士 現在の神社と住民の関わり合いはどうでしょうか。

Bさん 年に一度例大祭があり、神社で、100年近く経つても創建時から変わらない状態であつたことから、当町の開拓の記念的建造物として文化財に指定しました。

弁護士 修繕箇所や補助金の費用の額や割合はどうでしょうか。

Bさん 神殿の屋根や扉の老朽箇所を修繕するものです。最大で修繕費用の2分の1を補助金として出し、その額は多くて30万円程度です。

弁護士 よくわかりました。文化財の指定経緯も宗教的な面ではなく歴史的な面に着目されたもののようにですね。今回の修繕の補助金については、その支出自体に宗教的目的はないといえそうです。

Bさん でも、今回の補助金は、先ほど仰っていた「援助」にならないでしようか。

Bさん 私も例大祭で神輿を担いだことがありますし、お正月には毎年C神社にお参りに行きますが、お盆には墓参りに行きますし、クリスマスパーティもありますね。それがおかしいと言われたこともありません。かしいと言われたこともあります。それがお老朽化した屋根や扉であって、壊れた部分を直すに止まります。新たに建物を建てるごとに比べてもその影響は小さいといえます。また、御神体に直接関わるような宗教的な意味合いが強いものではありません。加

えて、補助金の額としても決して高額とはいえません。補助金を交付したとして、A町がC神社に特権を与えたと住民が感じることはおよそ考えにくいでしよう。

Bさん そうすると、C神社への援助にも当たらないのですね。

弁護士 はい。もちろんC神社に便益が生じることは否定できませんが、お伺いした事情からすると、政教分離に違反するような援助行為とは言えないものと考えられます。

Bさん 安心しました。改めてC神社所有者と補助金の活用についてお話をしたいと思います。

注1 最高裁昭和52年7月13日判決民集31巻4号533頁(津地鎮祭事件)他

注2 この判断基準は「目的効果基準」と呼ばれ、政教分離に違反するかの判断においては長らく目的効果基準が用いられてきたが、最高裁判平成22年1月22日判決民集64巻1号1頁(空知太神社訴訟)では、この基準を用いては、この判断手法が打ち出された。この判断手法についての解説論が確立しているものでは

ないが、目的効果基準が完全に放棄されたわけではなく、宗教との関わりが相当とされる限度を超えるかどうかという観点から、事業に応じて判断基準を使い分けるというのが最高裁の姿勢と考えられる(令和3年2月24日に出された最高裁大法廷孔子廟違憲判決も同様である)。本件のような宗教に対する支援の禁止が問題となる事案では、目的効果基準がなんじむと考えられる。

注3 前掲津地鎮祭事件においても、我が国における神道への宗教意識について「元来、これがほとんど行われることがない」という特色

わが国においては、多くの国民は、地域社会の一員としては神道を、個人としては仏教を信仰するなどし、冠婚葬祭に際しても異なる宗教を使いわけてさしたる矛盾を感じることがないといったような宗教意識の維持性が認められ、国民一般的宗教的関心度は必ずしも高いものとはいがたい。他方、神社神道自身については、祭祀儀礼に専念し、他の宗教にみられる積極的な布教・伝道のような对外活動がほとんど行われることがないという特色

注4 政教分離違反であるかは、個別具体的な判断を要し、神社修繕のための公金支出は適法であると一般化することは避けるべきである。高知地裁平成10年7月17日判決では、神社神殿の修復に補助金を交付したところ、神社の位置づけ、住民の意識、修復後の用途、交付当時は文化財の指定を受けていたかったことを考慮し、政教分離違反と判断されている。